明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委一三）　一

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委四九）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同五〇）
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁五四）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一三九五～一四〇四）
○保安林の指定を解除する件（同一四〇五）
○地すべり防止区域を指定する件（同一四〇六）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス販売事業者の認定の告示（経済産業二〇六、二〇七）　四
○入札対象として指定をする再生可能エネルギー発電設備の区分等における入札の実施に関する指針の一部を改正する件（同二〇八）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通八二一）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛一七八、一七九）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一八〇～一八三）
○道路に関する件（関東地方整備局二三六）
○道路に関する件（中部地方整備局七九）
○道路に関する件（中国地方整備局七六）

〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　法務省

〔人事異動〕
公証人任免（法務省）
国家試験
航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
法　務
諸事項

〔公　告〕
官庁
財団、有権者申出方関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

規則

○原子力規制委員会規則第十三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十四条第一項第三号、第四十三条の三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年九月十一日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）　別表第一

二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）　別表第二

三　試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号）　別表第三

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下同じ。）に対する第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「新実用炉設置許可基準規則」という。）第四条第五項の規定及び第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「新実用炉技術基準規則」という。）第五条第四項の規定の適用については、平成三十一年九月三十日までの間は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一　平成三十一年九月三十日までの間に行われる次に掲げる許可、認可及び検査

イ　法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可（新実用炉設置許可基準規則第四条第五項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ロ　法第四十三条の三の九第一項の規定による認可（新実用炉技術基準規則第五条第四項の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。）

ハ　法第四十三条の三の十一第一項の検査（ロの認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。）

二　前号ハの検査に合格した発電用原子炉施設